

告 示

埼玉県選管告示第二十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十年六月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	病院 医療法人社団 明雄会 介護老人保健施設エスパワール岩槻	埼玉県さいたま市岩槻区表慈恩寺五百四十一番地一
特別養護老人ホーム 福富の郷	一 埼玉県鴻巣市鴻巣九百六十七番	